

平成 25 年 3 月 29 日

資源 エネルギー 庁

再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する 平成 25 年度新規参入者向け買取価格及び平成 25 年度の賦課金を 決定しました

本日、経済産業省は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、平成 25 年度新規参入者向け買取価格及び平成 25 年度の賦課金を決定しました。

1. 平成 25 年度新規参入者向け買取価格

(1)太陽光発電

- ・非住宅用(10kW 以上)は、平成 24 年度の 42 円/kWh から 4 円 20 銭の引き下げとなり、37.8 円/kWh。
- ・住宅用(10kW 未満)は、平成 24 年度の 42 円/kWh から 4 円の引き下げとなり、38 円/kWh。

非住宅用(10kW以上)		平成24年度	平成25年度
買取価格 (1kWh当たり)	税抜	40円	36円
	税込	42円	37.8円

住宅用(10kW未満)		平成24年度	平成25年度
買取価格 (1kWh当たり)	税抜	42円	38円
	税込	42円	38円

(参考)調達価格等算定委員会意見書 http://www.meti.go.jp/committee/shotatsu_kakaku/report_002.html

(2)太陽光発電以外(風力、中小水力、地熱、バイオマス)

- ・平成 24 年度新規参入者向け買取価格をそのまま据え置き。

2. 平成 25 年度の賦課金

固定価格買取制度の賦課金と旧制度(廃止された太陽光発電の余剰電力買取制度)の賦課金を合計した平成 25 年度の賦課金は以下のとおりとなります。

全国平均を取ると、1kWh 当たり 0.40 円(=0.35 円(現行制度)+0.05 円(旧制度平均))の負担となります。標準的家庭(月に 300kWh の電気を利用)の場合、月額電気料金約 7,000 円に対し、120 円(=1kWh 当たり 0.40 円×300kWh)の負担となります(今年度は 87 円の負担)。

なお、平成 25 年度の賦課金は、平成 25 年 5 月の電気料金から平成 26 年 4 月の電気料金までに適用されます。

	全国平										
	均	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
1kWh 当たり賦課金	0.40 円	0.37 円	0.39 円	0.40 円	0.42 円	0.36 円	0.40 円	0.41 円	0.43 円	0.44 円	0.42 円
(現行制度分)	0.35 円										
(旧制度分)	0.05 円	0.02 円	0.04 円	0.05 円	0.07 円	0.01 円	0.05 円	0.06 円	0.08 円	0.09 円	0.07 円
標準家庭の一ヶ月の負担額(月に 300kWh 使用)	120 円	111 円	117 円	120 円	126 円	108 円	120 円	123 円	129 円	132 円	126 円

【御参考:再生可能エネルギー固定価格買取制度】

再生可能エネルギーで発電された電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを義務づけることで、再生可能エネルギーの普及を図る制度(2012 年 7 月に開始)。

(本発表資料のお問い合わせ先)
 資源エネルギー庁
 省エネルギー・新エネルギー部
 新エネルギー対策課長 村上 敬亮
 担当者:添田、安田、荒井
 電話:03-3501-1511(内線 4551~6)
 03-3501-4031(直通)